

1 全般的事項

(1) 適切な環境影響評価を実施するためには、的確な地域特性の把握とそれに基づく事業者の環境保全に対する認識が明らかにされることが重要である。それらを踏まえた上で、事業者は、国が示した環境影響評価に係る主務省令に基づき環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を適切に行うことが必要である。

また、今後環境影響評価を実施する際、環境への影響に関し、新たな事実が判明若しくは予測された場合においては、必要に応じて、選定された項目及び手法の見直し又は追加を行うべきである。

(2) 当該事業は、非常に長期間に及ぶことが予想されることから、具体的かつ詳細な工事工程計画を策定した上で、それに基づき環境影響評価の予測及び評価を行う必要がある。

(3) 環境影響評価は、地域特性及び事業特性に基づいた環境保全上の認識に則して行うことが重要である。当該事業の特性は、「廃棄物による埋立」であると考えられることから、埋立事業の実施に伴い海域への負荷量が増大する可能性があり、埋め立ての過程に応じて環境への影響を評価する必要がある。

(4) 当該埋立事業の実施に伴い、野生生物の生息地として重要な曾根干潟における環境への影響及び曾根干潟と新北九州空港建設地との間の海域における潮流等への影響が懸念される。このため、曾根干潟を中心とする周辺海域への環境影響評価を実施するため、適切な調査地点を選定する必要がある。

2 環境影響評価の項目選定に関する事項

(1) 当該事業予定地周辺地域のうち、特に主要地方道新門司港大里線沿線については、住宅密集地区があり、長期間の事業の実施に伴う埋立用材搬入車両等の運行が、当該住宅密集地区の住民に対し環境影響を及ぼすことが懸念される。

方法書には詳細な工事工程計画が示されていないため、埋立用材搬入車両等がどの程度当該住宅密集地区を通行するのかわからないが、当該住宅密集地区を調査地点の一つに追加する必要がある。

また、方法書に記載されている工事用車両及び埋立用材搬入車両の走行に伴う環境影響評価項目は騒音及び振動のみであるが、自動車公害として問題となる窒素酸化物及びベンゼン等を追加する必要がある。

(2) 当該事業の特性から判断すると、環境影響評価項目として方法書に記載されている項目以外に周辺海域の水底の底質を追加する必要がある。

3 調査、予測及び評価の手法

(1) 方法書に記載されている海域の動物及び植物並びにそれらの生態系の調査

地点については、当該事業の事業特性や地域特性を考慮すると、1箇所だけでは不十分である。

当該事業の実施が、野生生物の生息地等として重要な曾根干潟に及ぼす環境影響を科学的かつ客観的に評価するため、生物系の環境影響評価の調査範囲は、当該事業予定地を含む周辺海域まで拡大すべきであると考えられる。

調査地点及び調査内容等については、適切な環境影響評価を実施するため、学識経験者等専門家の助言を踏まえ決定することが必要である。

また、当該事業予定地を含む周辺海域には国際保護動物として取り扱われているスナメリが生息していることから、当該種についても調査、予測及び評価する必要がある。

- (2) 当該事業は、その事業特性から工事が相当長期間に及ぶことが予想される。それに伴い眺望も時間とともに変化する。そのため、事業者は景観についても予測及び評価をすることとしているが、方法書に記載されている主要な眺望点以外に平成17年度開港予定となっている新北九州空港を加える等、眺望点の見直しを行う必要がある。

4 その他

- (1) 方法書には、埋立に用いる土砂等の埋立用材の種類の記事はあるが、それぞれの埋立用材の割合が記載されていない。また、第2章第1節事業の目的の記述内容では、当該事業が「公有水面埋立事業」に該当するのか、又は「廃棄物の最終処分場事業」に該当するのか判断できない。このため、準備書では、埋立用材の割合を明示するとともに、「事業の目的」を明確に記述する必要がある。
- (2) 方法書には、環境要素の区分である「環境への負荷の量の程度」において、建設工事に伴う副産物となる廃棄物等が掲げられており、その調査及び予測の手法として定量的に予測する旨が記載されている。しかし、環境影響評価における「環境への負荷の量の程度」とは、事業における廃棄物等の発生量をできる限り減らすとともに、環境への負荷の低減を図ることを趣旨とするものであることから、その趣旨を踏まえて環境影響評価を行う必要がある。